

令和2年11月13日

通所系サービス事業所
短期入所系サービス事業所
居宅介護支援事業所 管理者様

諏訪広域連合 介護保険課長

「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取り扱いについて（第12報）」に係る介護報酬請求の対応について

日頃より、諏訪広域連合の介護保険事業につきまして格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

また、新型コロナウイルスにおける感染拡大防止の対応につきましてご尽力いただき誠にありがとうございます。

さて、標記の件につきまして、「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取り扱いについて（令和2年6月1日付け第12報）」（介護保険最新情報 vol.842）に係る「サービス提供回数（サービス日数）」の解釈に関する問い合わせを多数いただいております。

つきましては、本取り扱いに係る「サービス提供回数（サービス日数）」の考え方について、諏訪広域連合管内における解釈を下記のとおりお示いたしますので、ご確認いただき、その取り扱いに当たっては遺漏なきようお願いいたします。

なお、下記解釈について、事前に長野県介護支援課にも確認しております。

記

1 「サービス提供回数（サービス日数）」について

- ① 臨時的取扱いの算定回数を算出する基礎となる「サービス提供回数（サービス日数）」について、**自費利用分（区分支給限度額超過を含む）は「サービス提供回数（サービス日数）」として含まずに算出すること。**
- ※ 例として、短期入所系サービスにおける31日目の自費利用分、通所系サービスにおける区分支給限度額超過による自費利用分など。

諏訪広域連合 介護保険課
事業所指導・支援係 五味 宮田 高橋
Tel:0266-82-8162
Fax:0266-71-2071
E-mail: kaigo@union.suwa.lg.jp